

## ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書

現在、日本全国においてガソリン価格の高騰が続いている。この状況は地方において市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

特に、地方では、自家用車が日常生活の必需品となっており、ガソリン価格の高騰は家計に大きな負担となっている。また、燃料を必要とする産業においてもコスト上昇が長期化し事業の存続すら危ぶまれる状況となっている。

租税特別措置法及び地方税法には、ガソリンの平均小売価格が3か月連続で160円/リットルを上回った場合は、揮発油税・地方揮発油税と軽油引取税の当分の間、特例税率（以下「暫定税率」という。）の適用を停止し、本則税率に戻すことができる「トリガー条項」が規定されているものの、平成23年以降凍結されている。

この暫定税率は、昭和49年に道路整備財源を確保するために導入され、ガソリン販売価格に1リットル当たり25.1円を上乗せして消費者が負担するという一時的な措置であったが、平成21年に道路特定財源をすべて一般財源化した後も長期的に継続されている。

昨年、自由民主党、公明党、国民民主党の3党が暫定税率の廃止に合意（以下「3党合意」という。）したが実施時期については不明確である。また、物価高対策として政府は、今年5月から段階的にガソリン価格を1リットル当たり10円引き下げることに決定したが、暫定税率を廃止して1リットル当たりのガソリン価格を25.1円引き下げるべきである。

よって、国におかれては、3党合意を踏まえ、国民生活や地域経済を守るため、ガソリン税の暫定税率を早急に廃止して税負担を軽減するとともに、地方自治体の財政に悪影響を及ぼさないよう、減収補填措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

羽 島 市 議 会

[送付先]

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、  
経済産業大臣